

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
根拠条項	第24条第1項
処分の概要	飼料の廃棄、回収等の措置命令
法令の定め	製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供する場合において保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきこと命ずることができる。 一 第4条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物 二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第5条第1項本文、第16条第1項又は第21条第2項の表示が付されていないもの 三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm) 法令により具体的な処分基準が規定されている。